

# 令和7年度大阪市立蒲生中学校 『学校いじめ防止基本方針』

## 1. いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級にも起こり得る。」という認識のもと、本校の目指す生徒像である「学び合い、自らの考えや発想を語る姿、心身ともに健康で思いやりの姿」の育成のために「蒲生中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組み（教職員・生徒の意識改革について）  
(全校集会や学年集会、学年・学級通信での啓発・生徒会主催ポスター作りなど)
- ② 未然防止・早期発見のための取り組み  
(教育相談アンケート学期に1回・いじめアンケート学期に1回)
- ③ 家庭・地域との連携  
(学校HP・学警連絡会・民生児童委員会との連携)

## 3. いじめの未然防止についての取組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組みを全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童生徒への対応で重要な点について  
(時間厳守・挨拶の徹底・小中引き継ぎ連絡など)
- ② 相互公開授業等「わかる授業」づくりの充実
- ③ 指導力の向上に関しての取組み

(公開授業に対する研修会や教科会での情報交換など)

(2) 自己有用感を高めるために(生徒会活動やキャリア教育の計画等から)

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組み

(各行事・各委員会・部活動等の充実など)

② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団作り

(班活動の充実など)

③ 生徒を認め、讃める指導を充実させるための取組みについて

(リーダーの育成など)

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組み

(道徳・特活・総合等での人権意識の向上をめざす)

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組み

(校外学習等を通じ自然とふれあい、仲間意識を育てる)

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

(いじめについて考える機会を定期的にもつ)

④ 情報モラルに関する取組み

(インターネット・ライン等のSNSの扱いに関する講習会を定期的にもつ)

⑤ 「いじめについて考える日」の取組み

(5月の大型連休明けの月曜日に、全校集会にて校長講和、各学年での道徳授業、いじめアンケート等の実施を行う)

#### 4. いじめの早期発見についての取組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 生徒観察の充実と情報の共有化

(ささいな変化に気づくことができる体制づくりを確立する)

② 変化の記録について(学年等で共有する記録ノート等の活用)

③ アンケート調査の活用、教育相談(個人面談)の実施

(学年会・生指部会等で取り上げ情報の共有と指導の確認)

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

⑤ 外部関係諸機関との連携

⑥ いじめ相談窓口の周知(各集会や各種学校通信での紹介)

## 5. いじめの早期解決についての取組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制  
(発見当事者⇒学年生指部・学年主任⇒生指部長・生徒指導主事⇒管理職⇒事案に より職員集会)
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり  
(情報の共有化・教職員の連携等)
- ③ 被害生徒の保護、加害生徒への指導  
(事案によっては、緊急避難を含めて別室指導・自宅待機なども適用する)
- ④ 警察などの関係機関との連携  
(城東警察署、中央サポートセンター、子ども相談センター等)
- ⑤ 家庭・地域との連携
- ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子供を守るサイバーネットワーク』の活用に

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

<構成> 管理職・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・養護教諭  
\* 事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。

<役割> ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

### (2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ① ホームページや学校便りなどによる情報発信・啓発
- ② 学校協議会への提案・協力体制
- ③ 委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

## 7. 重大事案への対処

ア.) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ.) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」 等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査及び対応を行う。

- ① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告

### \*いじめ発見の際の流れ

